

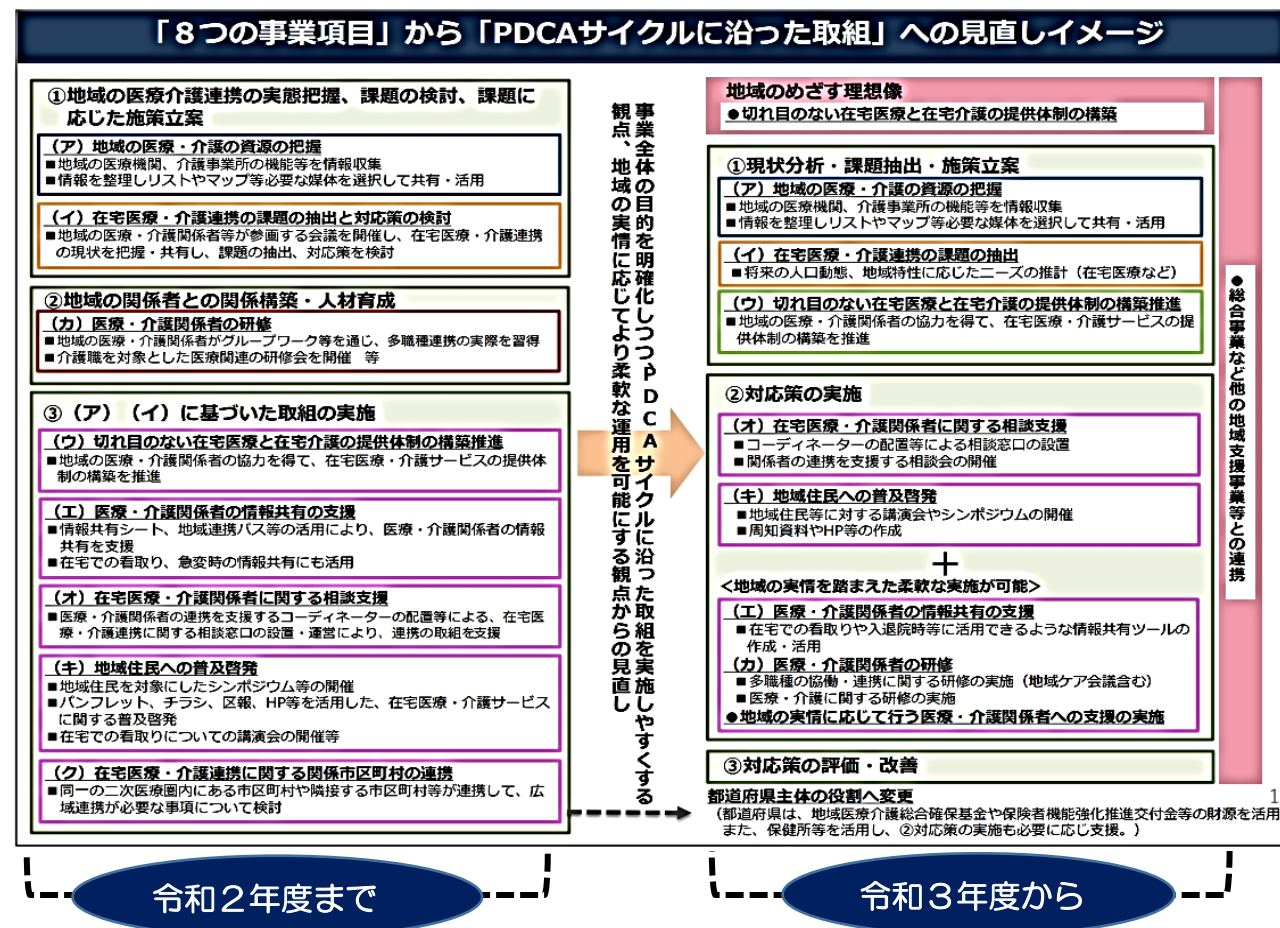
◆ 在宅医療・介護連携推進事業の見直しについて

在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的として、事業が開始されました。現在まで、取り組んできた8つの事業項目以外にも、認知症や災害に関する取り組みと併せて実施されるなど、地域の実情を踏まえた在宅医療・介護連携の取り組みを実施するよう示されています。

一方、「事業のあるべき姿がイメージできない」「評価が難しい」等の課題や8つの事業項目を行うこと自体が目的となっているという指摘もありました。

以上のような状況を踏まえ、令和2年9月の「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」の改訂では、これまでの8つの事業項目を踏まえつつも、次のステップに向け、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら主体的に課題解決が図れるよう、また、最近の動向を踏まえ、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつ、「4つの場面」(①日常の療養、②入退院支援 ③急変時の対応、④看取り)を意識したPDCAサイクルに沿った取り組みを更に進めるよう事業構成が見直しされました。

図 4 8つの事業項目の見直しイメージ（介護保険法施行規則改正イメージ）



* 出典
厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」

◆ 在宅医療・介護連携推進事業の取組みの方向性について

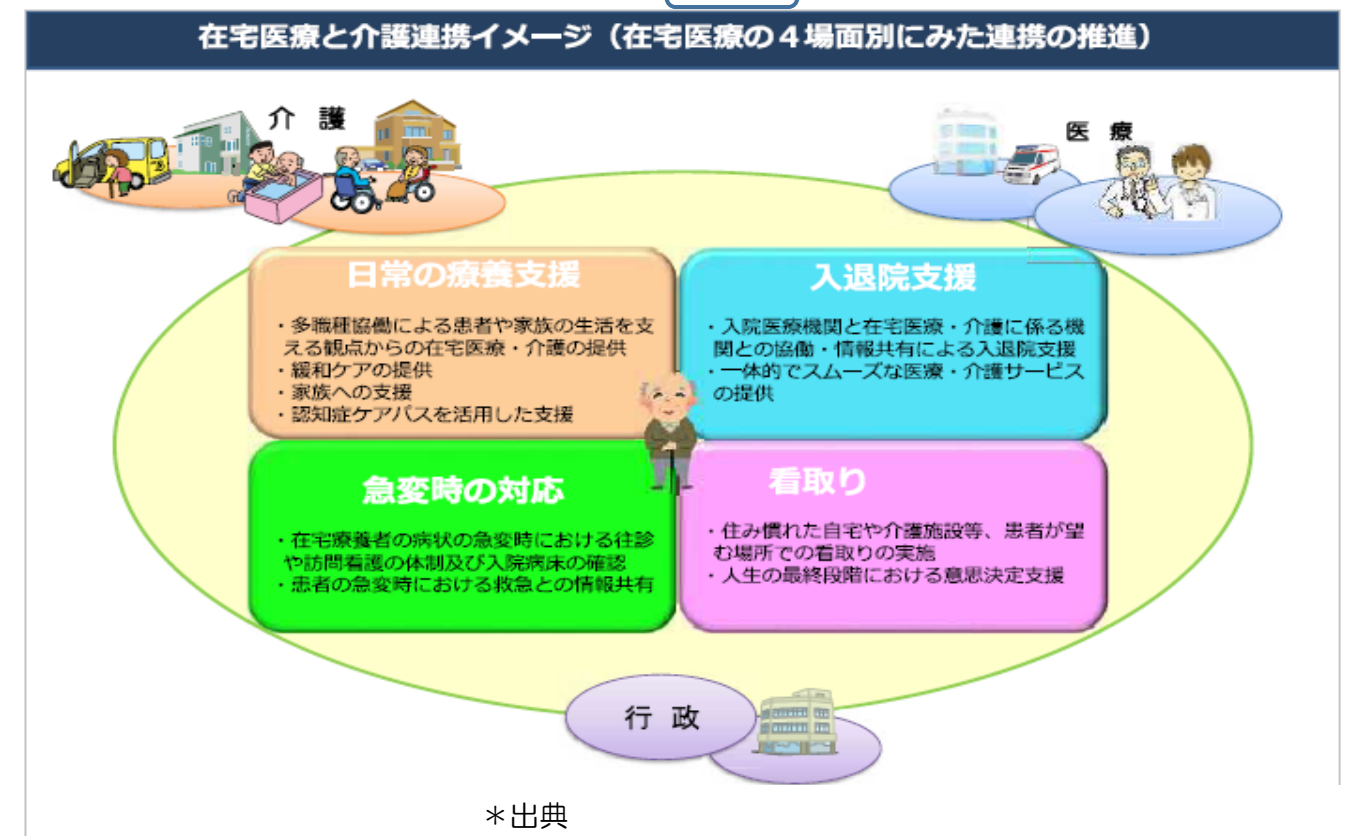
在宅医療・介護連携推進事業は、これまで8つの事業項目「資料1 8項目の取組み表(ア)～(ク)」に沿って進めてきました。

その中で、平成30年度より「(ウ)切れ目のない在宅医療と介護の連携体制構築」及び「(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援」を行う手法の1つとして、入退院調整ルールを導入について検討を始め、平成31年4月より運用開始。

「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」の改正により、下記「4つの場面」を意識し、地域の実情に応じて、PDCAサイクルに沿った取り組みを進めるよう示されました。

このことから、今まで取り組んできた8つの事業項目をいかしつつ、「4つの場面」のうち、「看取り」について、令和6年度より重点取組内容として3か年かけて取組み、内容の充実を図りつつ、事業を進めております。

* 資料1 「4つの場面別分類」にご参照ください。



* 出典
厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」